

大野城市立大野東小学校保護者 様



令和3年2月15日

大野城市教育委員会
大野東小学校長

緊急事態宣言に伴う対応について（再度のお願い）

保護者の皆様におかれましては、学校における新型コロナウイルス感染症対応にご協力いただき、誠にありがとうございます。

文部科学省から1月8日付で、「同居の家族に風邪症状がある場合も、登校・出勤をさせないこと。登校後においても児童生徒等の体調の観察に努め、体調の不調に教職員が気づいた場合には、すみやかに養護教諭等と連携し、迅速な対応をとること」と通知されました。

（上記のカッコ「」内は、通知から一部抜粋）

これを受けて、緊急事態宣言下では感染拡大防止のため下記のとおりいたします。保護者の皆様にはご理解いただき、感染拡大防止にご協力くださるようお願いいたします。

記

- 1 「健康観察カード」の記入・提出を必ずお願いします。休日分も必ずご記入ください。
- 2 次のような場合には、学校にご連絡いただいた上で学校をお休みください。この場合、「欠席」とは扱いません。
 - 児童生徒本人を含め、児童生徒の同居家族に風邪症状がある場合
 - 児童生徒の同居家族が感染者となった、あるいは感染が疑われるために同居家族が感染の有無を確認する検査を受ける場合
 - 児童生徒が直近2週間に接触した人物が感染者となり、児童生徒に感染が疑われる場合
- 3 登校後、発熱などの体調不良が確認された場合は、保護者の方に学校からご連絡します。その際はお迎え（下校）をお願いします。
- 4 学校においては、これまでどおり日常の感染症対策（マスク、手洗い、換気、間隔）を徹底します。
- 5 感染症対策をとっても、なお感染リスクが高いと思われる学習活動は、活動を一時的に停止します。感染リスクが高いと思われる行事は、中止・変更します。
- 6 **（変更）**感染症対応で「学級閉鎖」「学年閉鎖」となる場合があります。閉鎖となる「学級」や「学年」に在籍する児童生徒本人が検査対象ではない場合、その児童生徒のきょうだいは登校することができることとします。